

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）コメリパワー栗東店 栗東市上鉤字西八反田128番ほか10筆、栗東市下鉤字栗林41番1ほか25筆
- 2 意見の概要 地元住民からの意見
 - (1) 当該店舗の必要駐車台数の算出にあたって、既設類似店舗の数字を算出根拠としているが、届出書資料における類似店舗の妥当性は乏しいと考える。
 - (2) 上鉤交差点における交通量予測について、慢性的な渋滞が発生している現状を鑑みると、予測数字の信頼性は低いと考える。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 平成30年8月10日から平成30年9月10日まで